

第73回 社会を 明るくする 運動

毎年7月は“社会を明るくする運動”の強調月間です

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

主唱／法務省 牛久市、龍ヶ崎地区保護司会牛久分区、
牛久市更生保護女性会、牛久市青少年相談員連絡会

問 こども家庭課
☎内線1733

「社会を明るくする運動」とは

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする全国的な運動です。

市では、保護司会、更生保護女性会、青少年相談員連絡会と連携し、市内の駅周辺において横断幕やのぼり旗の設置を行うほか、市内の中学生に啓発品を配布し、明るい社会づくりについて理解を深めていただくための活動を展開しています。

「更生保護」とは

犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを

助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動です。

社会の中での立ち直りを助けるためには、地域の皆さまの理解と協力が不可欠です。

市では、犯罪や非行を防ぎ、立ち直りの支援を行うとともに、次代を担う青少年の健やかな成長を願い、地域や関係団体と手を取り合って、子育て支援や地域に根差したよりよい環境づくりに取り組んでいます。

地域の力が犯罪や非行を防ぎます

犯罪や非行をなくすためには、どうすればよいのでしょうか。

取り締まりを強化して過ちを犯した人を処罰することも必要なことですが、再犯の防止と犯罪・非行を生み出さない家庭や地域づくりも必要不可欠です。地域ぐるみで力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築きましょう。



▲内閣総理大臣からのメッセージの伝達
龍ヶ崎地区保護司会牛久分区より市長へ伝達されました。

内閣総理大臣からのメッセージ▶



牛久市更生保護女性会から

「愛の募金運動」へ

「ご協力をお願いします」

— 青少年の非行防止と更生の援助のために —

皆さまの

あたたかいご理解と

愛の手を！



更生保護女性会では、女性の立場から「青少年に母の愛を」をモットーに、不幸にして非行に陥った青少年のために、一日も早く本来の健やかな姿に立ち戻っていただきたいという願いを込め、援助のための募金活動を行っています。

皆さまから寄せられた浄財は、県内の矯正施設ならびに保護観察中の少年たちの更生保護費として施設へ寄附をしています。現在、会員による募金活動は、社会を明るくする運動の強調月間中の実施を予定しておりますが、情勢を見極め活動して参りますので、趣旨をご理解頂き、訪問の際には皆さまの一層のご協力をお願いいたします。

牛久市更生保護女性会
会長 坪井悦子